

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成29年3月9日版)

No.	カテゴリ	標題	質問	回答	発出
1	請求	報酬について	基準緩和型サービスの計画について「基本、作成は任意で、加算算定の場合は作成が必要」となっていますが、介護職員処遇改善加算の算定のみの場合でも作成は必要でしょうか。	介護職員処遇改善加算のみ算定の場合は、個別サービス計画は必要に応じて作成する。 利用者毎に個別に計画を作成することが要件となっている加算を算定する場合には、計画の作成が必要。	H29.3.9
2	通所型サービス	通所型サービスについて	①4月1日より通所介護(予防)の定員を現状 26名→20名とするつもりでいますが、その場合提出するのは下記の3種類ですか。 またその表記方法は ●現行の予防通所の運営規程 定員 26名 ↓ ●総合事業現行型の運営規程 定員 通所・予防型含む 20名 ●通所介護の運営規程 定員 通所・予防型含む 20名 ②定款の変更の必要性を確認してと書いてありましたが、第2種・老人デイサービス事業が含まれている場合、新たな事業の追加は必要はないか。	①運営規程については各サービス毎に別々に作成しても、同一でも構わない。 提出書類は今回申請されるサービスについて記載されている運営規程を提出すること。 定員の記載の仕方については、通所介護と介護予防型通所サービスの定員は分ける必要はないが、基準緩和型通所サービスの定員は明記すること。 ②貴見のとおり、必要なし。	H29.3.9
3	通所型サービス	通所型サービスについて	内灘町と金沢市を事業実施地域にしており、例えば通所介護と介護予防型通所サービス、基準緩和型通所サービスをそれぞれ定員30名と8名で行う場合、重要事項説明書は定員とそれに伴う職員数も異なるため、別々に作る方が良いでしょうか。	契約書、重要事項説明書については別々でも、同一でも構わない。 事業所の実態に応じて、書類を作成すること。 尚、同一の場合、利用者、家族への説明の際はわかりにくくならないようにすること。 (平成29年2月22日発出済みの金沢版総合事業Q&A No.57と同様。)	H29.3.9
4	通所型サービス	通所型サービスについて	内灘町は通所介護と現行相当の通所サービスの実施であり、金沢市と予防型の方の料金体系も異なっているため、内灘版として、定員30名の重要事項説明書を作成する予定ですが、それも金沢市の方対象の重要事項説明書と合わせて一緒に提出すれば良いでしょうか。	他保険者の指定申請書類は提出不要である。	H29.3.9

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成29年3月9日版)

No.	カテゴリ	標題	質問	回答	発出
5	通所型サービス	契約について	重要事項説明書は、内灘町と金沢市の分を2つに分けて作成した場合でも、運営規程は両方のことを併記しながら1つにまとめ、例)定員38名(通所介護と介護予防型通所サービスで30名、基準緩和型で8名)というように作成すれば良いですか？ また、内灘の分の扱いについてはどのようにすれば良いですか？	貴見のとおり。なお、他保険者の分の扱いについては、当該保険者へ確認すること。	H29.3.9
6	請求	報酬について	4月に始まる新しい介護職員処遇改善加算についてですが、現在は加算Ⅱを算定しているが、4月から新たな加算Ⅰを算定する予定です。4月15日に加算が可能かどうかの判断がなされると聞きましたが、もしそうなら4月15日に可能かどうかかわかるまではとりあえず、加算Ⅲ(旧のⅡは新しいⅢに該当で良かったですか?)で料金表を作成すれば良い、ということよろしいですか。	介護職員処遇改善加算については、国からまだ詳細が示されていないが、今のところ4月15日を必要書類(計画書等)の提出締め切り日とする予定としている。 料金表については、詳細な情報が分かり次第、料金表を修正すること。	H29.3.9
7	総合事業全般	指定申請書類について	代表取締役が4月1日で変更になります。そのため、定款・登記簿謄本がそれ以降でない新しいものがないのですが、定款・登記簿謄本だけ後からでもいいのでしょうか。	指定申請時に、定款の変更(案)を添付し、申請は可能である。 (平成29年2月22日発出済みの金沢版総合事業Q&A No.39と同様。)	H29.3.9
8	総合事業全般	指定申請手続きについて	申請書及び添付書類 14の「収支予算書、事業計画書」について ・3か年分提出というのは、事業計画書のみでしょうか。 事業計画書、収支予算書どちらも3か年分提出でしょうか。 ・収支予算書に記載するのは、現行サービスを含めたものでしょうか？それとも、総合事業単体でしょうか。	収支予算書、事業計画書ともに3か年分提出すること。 収支予算書は、現行サービスと総合事業について、人件費、経費等を原則として按分すること。 (平成29年2月22日発出済みの金沢版総合事業Q&A No.32と同様。)	H29.3.9
9	通所型サービス	基準緩和型通所サービス	加算について ・通所型サービスAの生活機能向上グループ活動加算を算定する場合、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員と記載されていますが、現行サービスとの兼務は可能でしょうか。 それとも介護職員と同様に専従で配置しなければならないのでしょうか。	業務に支障がなければ、兼務は可能である。	H29.3.9

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成29年3月9日版)

No.	カテゴリ	標題	質問	回答	発出
10	訪問型サービス	基準緩和型訪問サービス	人員基準ですが、現在管理者1名、サービス提供責任者2名(1名は兼務・1名は非常勤)です。資料に書いてある必要数が分からず、どのように人員を確保したらいいのかわかりません。非常勤を1名常勤にすれば人員は確保出来るのでしょうか。現在の常勤換算は2.9人です。	サービス提供責任者が訪問事業責任者(常勤専従1人以上)を兼務する場合、基準緩和型の利用者については、必要数の訪問事業責任者を別に配置する必要があるが、必要数については特に基準(常勤など)はなく、必要な人数を配置すること。	H29.3.9
11	通所型サービス	機能訓練指導員	付表6-2の「従業者の員数」欄について、専従の機能訓練指導員が不在の際に、看護職員が兼務する場合は、専従1名を記載せずに兼務のみ的人数を記載するのか。	機能訓練指導員専従1名は記載の上、兼務している看護職員的人数を、兼務の欄に記載する。	H29.3.9
12	通所型サービス	定員	通常規模型で24名定員の場合、介護予防型と基準緩和型の利用定員は、要介護を加えてその枠内に収めるのか。	現在の定員数の枠内で、通所介護+介護予防型通所サービスの定員と基準緩和型通所サービスの定員をそれぞれ設定することも可能であり、現在の定員数における食堂兼機能訓練室に加えて、基準緩和型通所サービスを提供するために必要な場所を確保できる場合は、通所介護+介護予防型通所サービス24名に加えて基準緩和型通所サービスの定員を設定することも可能である。	H29.3.9
13	訪問型サービス	訪問事業責任者	サービス提供責任者2名のうちの1名を訪問事業責任者と兼務させた場合、別に必要数の配置が必要とのことだが、市の研修を受講したパートでも良いのか。	貴見のとおり。	H29.3.9
14	共通	提出書類	両サービスに共通する書式別紙3、別紙1-3、別紙1-4については、別々に記載する必要があるか。	共通の書式については、別々に作成する必要はない。	H29.3.9

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成29年3月9日版)

No.	カテゴリ	標題	質問	回答	発出
15	共通	付表の記載	「法定受領分」及び「法定受領分以外」について、従来は「介護報酬告示上の額」としていたが、どのように記載すれば良いか。	「金沢市長が定める額」と記載すること。	H29.3.9
16	共通	運営規程の変更	社会福祉法人において、「運営規程」の変更は理事会の決議事項であるが、年度内に改正議決予定の新たな規程案で申請してよいか。理事会の決議が必須か。	指定申請時は制定案の提出でも構わないが、理事会にて変更が生じた際は再提出すること。	H29.3.9
17	通所型サービス	サービスの変更	基準緩和型通所サービス利用者が、心身の状況変化等により介護予防型通所サービスを利用せざるを得なくなった場合、要支援認定申請を行う必要があるのか。アセスメントを行い、プラン原案を作成し、担当者会議で話し合いを行うことで、基準緩和型→介護予防型に変更して良いのか。	要支援認定の申請をしなくても、適切なケアマネジメントにより、介護予防型通所サービスの利用は可能である。	H29.3.9
18	通所型サービス	事業対象者の利用範囲	事業対象者の場合は、介護予防型通所サービスは利用できず、基準緩和型通所サービスしか利用できないのか。介護予防型通所サービスを利用する場合は要支援認定を受ける必要があるのか。	事業対象者であっても介護予防型通所サービスの利用は可能である。既に福祉用具貸与等の介護予防サービスを利用している場合は、要支援認定申請が必要であるが、利用していない場合は、基本チェックリストにて判断する。	H29.3.9
19	通所型サービス	運動器機能向上体制加算	現在通所介護・介護予防通所介護事業において、機能訓練指導員を常勤専従で配置して個別機能訓練加算Ⅰ・運動器機能向上加算を計上している。基準緩和型通所介護の専従職員は介護員であるが、基準緩和型通所サービスにおいても運動器機能向上体制加算を算定してよいのか。	基準緩和型通所サービスにおいて、運動器機能向上体制加算を算定する場合は、機能訓練指導員1名以上の配置が必要であるが、通所介護・介護予防型通所サービスにおいて配置している機能訓練指導員と兼務可能である。	H29.3.9

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成29年3月9日版)

No.	カテゴリ	標題	質問	回答	発出
20	通所型サービス	収支予算書の記入方法について	<p>収益予想は基準緩和型通所サービス事業計画書の利用見込み数から算出すればよいのか。</p> <p>人件費は基準緩和型に配置される職員分のみでよいのか。</p> <p>通所介護・介護予防型通所サービスと一体運営の場合、事務所経費はどのように算定すれば良いのか。</p>	<p>通所介護・介護予防型通所サービスと基準緩和型通所サービスを一体運営する場合、人件費や事務所経費における基準緩和型通所サービス分のみを抽出し算出することを原則とするが、難しい場合は事業所全体の人件費及び事務所経費の積算でよい。</p> <p>事業所全体を記載する場合は、収入においても、通所介護、介護予防型通所サービス、基準緩和型通所サービスのそれぞれの収入を合算して積算すること。</p>	H29.3.9